

契約解除との関係における 複合契約の構造分析覚書

山 田 到史子

1. はじめに

平成8年11月12日の最高裁判決を契機として、複合契約の構造分析の必要性が説かれ、各判例評釈などをはじめとして、複合契約論が議論されている。⁽¹⁾
⁽²⁾
⁽³⁾現在、取引関係はますます複雑化しており、契約関係もそれに伴っ

(1) 民集50巻10号2673号

(2) 近藤宗晴, 最高裁判例解平成8年度(下)950頁; 河上正二, 判時1628号175頁; 同, 法教201号114頁; 窪田充見, 不動産取引判例百選(第3版)63頁; 山本豊, 判タ949号48頁; 大村敦志, 平成8年度重判解(ジュリ1113号)68頁; 本田純一, 私法判例リマックス1998上5頁; 金山直樹, 法教201号114頁; 池田真朗, NBL617号64頁; 北村實, 民法判例百選Ⅱ(第5版)100頁; 久保宏之, 民法判例百選Ⅱ(第6版)92頁; 渡辺達徳, 法学新法104号4・5号161頁; 原啓一郎, 平成9年度主要民事判例解説(判タ978号)48頁; 水辺芳郎・清水恵介日本法学64巻2号223頁。

(3) 道垣内弘人「一部の追認・一部の取消」星野古稀・日本民法学の生成と課題(上)293頁(1996年), 山本敬三「一部無効の判断構造」法学論叢127巻4・7号(1990年), 山田誠一「『複合契約取引』についての覚書」NBL485, 486号(1991年), 中舎寛樹「多角的法律関係の法的構造に関する覚書」法学論集227号185頁(2008年), 宮本建蔵「混合契約および複合契約と契約の解除」法学志林99巻1号3頁, 都筑満雄「複合取引の法的構造」(2007年), 同「複合契約中の契約の消滅の判断枠組みに関する序論的

て新しい形態が次々と出てきている状況である。

そこでは、契約の個数論に伴って、複合契約の構造のとらえ方によって、発生する債務内容や、債務不履行に基づく各効果の範囲が変わる可能性についても議論され、効果の種類によって、契約の個数の捉え方や契約の構造が影響を及ぼす場合もある一方で、それほど及ぼさないと考えられる場合もあるとされ、各効果毎の検討が要求される。

本稿では、契約解除との関係で、複合契約と言われる主に二当事者間の間で締結された複数の契約の関係をどのように捉えることができるか、契約の解除の可否およびその範囲を左右するメルクマールを明らかにするために、いかなる構造分析をする必要があるのか、について検討を行う。

解除のほかに、成立上の牽連性・その他の存続上の牽連性・同時履行の抗弁権についても契約の個数・構造が影響を及ぼす可能性があるのは同じであり、必要に応じてできれば相違点を明らかにしつつ論じて行く予定である。なお、この点に関しては、問題を解除の局面のみに限らず、一定の抗弁事由が、形成上複数に分割された契約の、どの範囲まで採用しようのかといった形でも立てられるのではないかと指摘されるところでもある。⁽⁴⁾

2. 分 析 視 座

上述の平成8年最高裁判決は、テニスコート・屋外プール・サウナ・レストランなどを完備したスポーツクラブの会員権契約の付いた、スポーツ施設を利用することを主要な目的としたいわゆるリゾートマンションの売買契約が問題となった事案である。当初予定されていたスポーツ施設の屋内プールの完成の遅延を理由に、マンション売買契約を解除することがで

考察」藤岡古希（2011年）、近藤雄大「契約の個数の判断基準に関する一考察」同法54巻2号71頁。

(4) 河上，前掲注(2)180頁。

きるかが争われた。経済的に見れば一つの取引に見える二つの契約書からなる本件「契約」において、一つの「会員権契約」の不履行が、契約解除との関係で、会員権契約のみならず、他方の「売買契約」にどのような影響を及ぼすのかを判断するに当たり、各審級ごとで興味深い異なる判断がなされた。

一審は、売買契約と会員権契約は不可分的に一体化したものとして、相当期間内に屋内プールを建設し利用に供する債務は、会員権契約のみならず、売買契約にとっても必須の要素たる債務に当たり、売買契約の解除をも認めた。これに対して、原審は、本件不動産と本件会員権とは別個独立の財産権であることから契約の一体性を認めず、さらに本件不動産を買受けるに当たり屋内プールを利用することが主要な動機になっていたことが伺われたいではないが、そのことが売買契約において何ら表示されていなかったことを理由に、売買契約は解除できないと原告の請求を棄却した。さらに、最高裁は、屋内プールの完成は本件会員契約において要素たる債務の一部であることを前提に、マンションの所有権の得喪とクラブの会員権たる地位の得喪は密接に関連づけられていることから、これら2個の契約は目的が相互に密接に関連づけられており、社会通念上一方の債務が履行されるだけでは契約を締結した目的が全体として達成されないと認められる場合には、一方の契約の債務不履行を理由に、併せて他方の契約をも解除することができるとして、本件マンションは、スポーツ施設を利用することを主要な目的としたリゾートマンションであることから、売買契約の目的も達成できなくなったと言えるとして解除を認めた。⁽⁵⁾

この判決に対しては、「契約の個数が1個か2個かであるかは、本質的

(5) 河上、前掲注(2)180頁は、「密接な関連性」と「目的の相互依存性」を指摘することによって、互いの効力に影響を与え合う可能性を認める論理構造を展開したことに注目する。

な問題とはいえない」とする立場と、⁽⁶⁾「契約を1個と見るか2個と見るか⁽⁷⁾によって視野に入れるべき隣接問題は異なった問題となる」と見る立場の二つが主張されている。前者は、実質的に見れば判断基準はそれほど大きく変わらないことから、契約の個数論は本質的ではないと解するのに対して、後者は、「契約（法律行為）の構造に関する認識を欠いたままで、結論の当否を問題にするだけでは安定した解決は得られない」し、「解決の意味するところを理解することもできない」として、個数論を思考のよりどころとして、1個として考えることが許される場合を「成熟度の高い」契約類型、2個として考えなければならない場合を「成熟度が低い」類型というように、そこで用いられる思考様式の違いを重視して、有益な個数の概念を確立すべきではないかと主張する。

また、契約の個数を2個と捉えた最高裁判決が判断のよりどころとした「密接関連性」についても、「外部に存在する他の契約の事情を考慮に入れる」という側面と、「その契約の不履行に基づく解除をその契約の外部の合意に及ぼす」という側面がある、という分析もなされているが、⁽⁸⁾最高裁判決の採用する基準自体、十分な具体性を備えた明確な基準と言えるのかも問題となると思われる。

本稿では、これらの分析を踏まえて、上述の二つの立場の意味するところ

(6) 参照、道垣内，前掲注(3)。個数の問題は、本質的な問題ではないとするのは、金山，前掲注(2)，渡辺，前掲注(2)。近藤，前掲注(3)，水辺＝清水，前掲注(2)。

(7) 大村，前掲注(2)70頁，北村，前掲注(2)，池田，前掲注(2)。個数の問題の重要性を指摘するのは、山本，前掲注(2)，河上，前掲注(2)。

(8) 大村，前掲注(2)69頁。もっともこの点については、本最高裁の事案に関しては、「契約の目的」が重なっている（＝最高裁の言葉では「密接関連性」がある）場合であるので、全く契約の外の事情が影響を及ぼしているわけではないことは、後述参照。

ろは何か、これらの指摘を受けて、ではどのように考えるのが適切かを念頭に置きつつ、問題となる契約の構造の分析を試みる。

その際、取引のレベル・契約書のレベル、法的構成物である「契約」のレベルを明確に区別すべきではないかとの指摘も考慮に入れ、「契約」の概念についても、できれば考察の対象としたい。

3. 複合契約の構造分析の手始めに

(1) 契約の個数論と解除の判断基準

「平成8年最高裁判決」⁽⁹⁾の事案それ自体の具体的判断を超える、背後に広がる複合的な契約関係を巡る問題の所在が指摘されるように、そこでは、①契約関係がいくつあるのかという問題と、②契約の個数問題が一般に存在しうるのかという問題、のレベルがあることは留意しておく必要がある⁽¹¹⁾う。

すなわち、問題のアプローチの仕方としては、「(一) 契約の個数はどのように決まるのか」の問題—当事者の与えた文言だけで決まるわけではな

(9) 大村，前掲注(2)70頁。

(10) 窪田，前掲注(2)63頁では「本判決にとって契約の個数問題はそれほど重要ではなく、あくまで実態としての一つの契約関係についての判断に過ぎないとすれば（「形式的に複数の契約がある場合」にすぎない）、本判決は、古典的な一部債務不履行についての追加的判断を示しただけということになるし、別に存在するかもしれない複数契約における問題は未解決のまま残されているということになる。そうなると、本判決の射程は、それほど広いものではないことになるだろう。」と指摘されている。このことは、本件判決の契約構造が一つの類型にすぎないとの本稿の主張と結果的に同じこととなるように思われる。河上，前掲注(2)180頁も、「契約の現実類型を正面に据えて、複数の契約における『密接関連性』・『目的達成への相互依存性』がいかなる範囲で認められるのか」が問われるとする。

(11) 窪田，前掲注(2)63頁。

いし（例えば、賃貸借契約の中で敷金についての条項がある場合も、敷金契約は別契約として数える）、形式的に個数を分けることによってのみ個数が決まるわけではないと指摘される一のと、複数契約であるとされた場合に、「(二) 解除の要件として、要素たる債務の不履行とは何か、別個の契約で一方の不履行が他方の契約の解除事由となるための基準として『目的とするところが相互に密接に関連づけられていて、社会通念上、甲契約または乙契約のいずれかが履行されるだけでは契約を締結した目的が全体としては達成されないと認められる場合』⁽¹²⁾が適切であるかの問題、を検討することが適切⁽¹²⁾と考える。本稿は、一つの会員権付リゾートマンション売買契約解除事件を契機とするその検討の第一歩である。契約構造の分析の必要性は、解除の場合だけに止まらず、一部無効や抗弁の接続にも影響を及ぼすことから、一体的な考察が必要となる。必要な範囲でのみ言及しつつ考察を試みることにしたい。

(2) 契約の個数論と契約の構造

契約の個数論は、一方で、複雑な債権債務関係の構造理解にとって、契約の評価視点の違いをもたらし、問題の立て方、判断の枠組みが異なることによる差は無視できない⁽¹³⁾とされる。

(12) 窪田，前掲注(2)63頁。

(13) 河上，前掲注(2)178頁。混沌とした現実取引関係に、……いかなる形で契約関係を見いだすかは、問題発見のサーチライト的な役割を演じ、同時に一定の思考の出発点となる秩序を与えることになるとする。また、解除しようとする場合に主張・立証すべき内容も異なると指摘する。山本，前掲注(2)51頁も、1個の契約と見て一部解除か全部解除かを問題にする場合の振り分けの要件・基準と、別契約上の債務不履行を理由とする解除のための要件・基準を明らかにし、その中で契約の個数論の持つべき役割を考えることが必要とし、個数論は議論の枠組みを決める分岐点になるとする。また契約が1個とされるか複数かによって、問題の契約または取引

平成8年最高裁判決の事案でも、それぞれ各審級における契約の個数の捉え方も異なる。一審は、会員権と売買の二つの取引の要素を兼ね備えた一つの大きな契約であると一括りにして、「スポーツ施設会員権付きリゾートマンション売買契約」と構成し、その一つの債務である屋内プールの建設を要素たる債務と判断し、その不履行によって一つと認められる当該契約の解除を認めた。これに対して、控訴審はあくまでも「会員権契約」と「リゾートマンション売買契約」の二つの別契約と捉えるが、前者はもちろんのこと、後者についても屋内プールが建設されることは売買契約の「目的」となっており、それが「表示」されていたかどうかを基準に、本来は前者の債務の不履行ではあるが、それによって後者の売買契約の解除も認められる可能性がある⁽¹⁴⁾と判断した。更に、最高裁は、一応「リゾートマンション売買契約」と「スポーツ施設会員権契約」を別個の契約と扱った上で、まず、屋内プールを完成して利用に供することは、後者の会員権契約において要素たる債務であると判断し、そして双方の契約の関係について、それぞれの帰属が同一に帰することを理由に、前述のように「2個以上の契約からなる場合でも、それらの目的とするところが相互に密接に関連づけられていて、社会通念上、甲契約または乙契約のいずれかが履行されるだけでは契約を締結した目的が全体としては達成されないと認めら

を全体として解除できるための要件や基準も異なってくるとする。

(14) ここで言う「目的」とは、いわゆる「動機」の意味を示すように思われる。フランスのコースについてはあるが、共通の契約締結の目的としての主観的コース概念（契約のコース）と同時に、原因としての債務の客観的コース（債務者が「何故債務を負担するのか」という問いに答えるもの）があることは注目される。「目的」という用語の多義性から（ここでも後者の意味で捉え）「表示」を問題にしたとも考えられる。これらの用語の重要性について、岸上晴志『契約の目的』（2006年）、都筑満雄『複合取引の法的構造』119頁（2007年）参照。

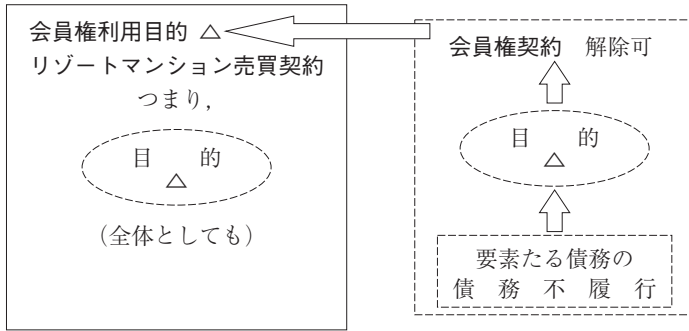
れる場合は、甲契約上の債務の不履行を理由に、その債権者が法的解除権の行使として甲契約とあわせて乙契約をも解除することができる（傍点筆者）」と判断した。

この最高裁の思考構造をより具体化して述べれば、ここで「目的が相互に密接に関連づけられ」ているとは、一方が「スポーツ施設会員権付きリゾートマンション売買契約」である場合に、スポーツ施設の利用がマンションを買い受けた目的であり、その目的となっている会員権自体が別の契約に切り分けられ、その内容が別契約として詳細に記載されている構造となっていることと説明できる。もちろん会員権契約についても、契約の主たる目的は、「スポーツ施設の利用」であり、要素たる債務である屋内プールの完成という債務不履行により、会員契約自体意味がないものとなり、契約の解除が認められる。そしてこれに連動して、これと同じくする売買契約の上述の目的も消滅することから、売買契約の解除も同時に認められる。この構造を実質から見ると、本来の居住目的と共に本件売買契約のもう一つの目的となっている「スポーツ施設利用会員権」の内容を、別の契約に切り分けて独立させて契約書を作成していると見るのであり、二つの契約は入れ子状態になっており、本来は、大きな契約の一部であるはずのところを切り分けたものと理解できる⁽¹⁵⁾。従って、その場合の解除の判断は、大きな契約である「会員権付きリゾートマンション売買契約」を締結した目的が、全体として検討されることになる⁽¹⁶⁾（次ページの図参照）。このように、結果的に両者の運命は一体として処理されることと

(15) 切り分け分離させるには、いくつかの理由が考えられる。形式的には、契約の種類が異なる場合、実質的には、例えば、スポーツ施設の利用を一般にも公開する等である。

(16) 契約の解除の要件としての「目的」と同じ趣旨。潮見佳男『民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案の概要』52頁（2014年）。

図〔最高裁平成8年判決の二つの契約の構造－入れ子関係〕



なり、別契約であるとはいえ、会員権契約の解除を正当化する本件のような債務不履行は、売買契約の解除の要件として（売買契約だけが解除され、⁽¹⁷⁾ 会員権契約が残るようなことはないものとして）作用するものと言える。

なお、一般的に契約が別立てになっている場合、当事者の意図として、それぞれの契約を別個独立のものとして扱う趣旨であることは多いであろうが、その点からは客観的にも、少なくとも契約が可分であることは明らかとなる。解除を認めるためには、「可分性」が前提になることは重要であるが、当事者の間で別立ての契約にされていることは、少なくともその範囲で解除の対象になり得ることは明らかであると言える。⁽¹⁸⁾

また、判決では「要素」たる債務と契約の「目的」の二つが、解除の要件として問題となっている。判決では「会員権契約の要素たる債務の履行遅滞により、本件売買契約を締結した目的を達成することが……」として、

(17) この分析は、期せずして、道垣内、前掲注(3)308～309頁の抽象化された説明とよく似た構造になっているように思われる。

(18) 契約の分割可能性については、比較法的にも重視されている（後述参照）。道垣内、法教286号39頁（2004年）も参照。効果の拡張は可能だが、契約の一部解除にはいわゆる「可分性」の要件が必要となるところ、別立ての契約となっていれば、そのことを考慮する必要はない。

売買契約の解除を認める。この違いについても、明確にしておく必要はあろう。双方とも、従前契約の解除を認める要件として（前者は、付随的義務の不履行の解除の要件として、後者は特に瑕疵担保の解除要件として）機能してきたが、契約の「要素」たる債務とは、契約における当該債務の形式的・客観的重要性を意味する一方で、契約の「目的」は、契約の実質的目的・当事者の主観的意図を考慮に入れることができる概念であると言⁽¹⁹⁾いう。本件では、屋内プールを建設する債務は会員権契約の要素たる債務ではあったので、その不履行は会員権契約自体の解除をもたらすことはできるが、売買契約の債務とは言えないことから、会員権契約自体の（プールを利用できるという）目的が消滅したことをもって、その利用を目指した大きな契約である売買契約の目的の消滅が、解除の要件として作用したと考えられる。

（３）契約の個数決定と契約の構造の理論的説明とその正当化

さて、客観的に最高裁平成８年判決の契約間の関係が上述のようなものであると言えらるるとしても、その構造分析の正当性、それを理論的にどのように説明できるかと言うこと（他の複合契約との関連性における理論的整合性）は、問題として残る。平成８年判決の上述の構造についてはそれほど異論はないと思われるが、この点に関連して、今までとりわけ三者間のローン提携販売契約や割賦購入あっせん契約などについて、様々な理論構成が主張されてきた。⁽²⁰⁾その中で、次のような説明がなされている。

(19) 但し、付随的債務であっても、当事者の意図によっては要素たる債務になると言われたりする（点がトートロジーと批判される）。目的については、参照、岸上、前掲注(14)。

(20) 詳細は、次の文献に譲る。大村敦志『消費者法（第二版）』196頁（2003年）中舎、前掲注(3)、宮本、前掲注(3)、近藤、前掲注(3)は、契約の個数を判断する基準として、『問題とする取引に『要素』を包含す

まず第一に、2つの契約が相互に条件になっており、一方の不成立や履行障害は、他方に不成立、履行停止をもたらしうるとして、例えば「売買契約と立替払契約は、相互依存の関係にあり、解除条件つきで成立・存続していると解すべき」であるとする見解がある。そして、「売買契約」上の対価関係にある目的物引渡義務と代金支払義務の后者の履行に関する特約が「立替払契約」であり、「立替払契約」の主たる目的が、売買代金の立替払いであることから、両契約には相互依存関係があり、代金支払債務＝立替払債務から、引渡義務との間に履行上の牽連関係があるとする⁽²¹⁾。

第二に、代金先払いの売買契約と金銭消費貸借契約を組み合わせた契約形式（例えば割賦販売）を選択した場合、方法としては①当事者が選択した契約形式に基づいて結論を導く方法＋（これにも二つあり）両契約を別個独立のものとして把握する考え方、②当事者が選択した契約形式に基づくが、二つの契約を統一的に把握する考え方（これによると、当事者が選択した契約形式自体は尊重するが、裁判所が一定の場合は「信義則に反する」として介入する場合があるとする）、③当事者が選択した契約形式とは異なった契約形式に基づいて結論を導く方法（これだと、分割後払いの売買契約という形式に基づいて結論を導くことになる）の三通りがあるとすると、その中で上の②や③のように、取引の経済的実質を重視して、

る合意が存在し、かつ『対価的均衡性』が保たれていれば法的意味における契約を画定できる」とする。

(21) 北川善太郎「立替払契約について」国民生活13巻4号（1983年）、「約款一法と現実（4完）」NBL 242号84頁。構造分析として、「消費者Xと与信者Zの契約は、Xと販売業者Yの契約を前提として存在していること。もう一つはY Zが契約関係で結ばれていることである。そして3つの契約関係によって一つの目的を実現しようというクレジット契約全体のシステムはZによって設計されたものである。そうだとすると…取引全体のシステムに即した契約解釈がなされるべきであり…この要請はとりわけシステムを設計したZに強く妥当する」と述べる。

裁判所がそれにふさわしい契約形式に組み替えて判断すべきであるとする。すなわち、この場合の金銭消費貸借は、本来の場合とは違い、借主の用途の自由が強く制限されており、通常金銭消費貸借の実質が存在しないことから、このような経済的実質をもつ取引には「代金分割後払の売買契約」という契約形式がふさわしいとする（つまり、「代金先払いの売買契約と金銭消費貸借契約を組み合わせた契約形式」は、「商品先渡、およびその逆向きの金銭の分割後払」という取引の経済的実質を逸脱しているとする）。この考え方では、当事者が選択した契約形式の組み合わせを承認し、それを前提とした上で、「契約形式相互間の一体性や密接な関係」を理由として裁判所が契約形式の組替えという方法によって判断を行い、その判断基準を「経済的実質」に求める（取引の経済的実質から、当事者の選択した契約形式が逸脱していることが基準となる）。そのためには、各取引の経済的実質を明らかにし、各契約形式が本来実現すべき経済的実質は何かということが明らかにされねばならないとされる。⁽²²⁾

(22) 山田、前掲注(3)486号54～59頁。例えば、ローン提携販売（売買契約＋消費貸借契約）は、販売業者Y・買主X間で割賦販売契約を結び、与信者Zの貸金債権を担保するため、YのXに対する割賦販売代金上に譲渡担保が設定されると解し、割賦購入あっせん（売買契約＋立替払契約）は、YX間で割賦販売契約、Y・信販会社Z間で割賦代金債権の売買契約が締結され、いずれも与信者ZはXにYから譲渡された代金債権を行使しているにすぎないと構成する。これに関連して、実際に判例も、ファイナンス・リースについてはあるが、実質的にはリース業者がユーザーに金融上の便宜を与えるものとして賃貸借契約とは異なる効果を認めていることが注目される。最判平成57年10月19日民集36.10.2130では清算の必要性を認め、最判平成5年11月25日金法1395号49頁はリース物件の使用とリース料の支払は、対価関係に立つものではないとする。最判平成7年11月14日では、フル・ペイアウト方式のファイナンス・リース契約では、リース料債務は契約の成立時全額発生し、ユーザーに期限の利益を与えるものにすぎないとして、未払リース債権を会社更生手続上の更生債権と認めた。

第三に、複合契約の法的構造を、全当事者の同意からなる「基本契約」と各事業者による「個別契約」から構成されると理解し、前者が後者の基本事項を定めるもので、個別契約の成立・存続・解消の全ての場面で基本契約の内容が効力を及ぼすとする考え方がある。個別契約は、いわば基本契約を実現する個別条項として機能するので、基本契約が解消されれば、個別契約それ自体に解消事由が存在しなくても将来に向かって消滅する。各当事者による個別契約の総体としての「基本契約」を指定することができるのは、全取引当事者の基本契約についての「同意」の存在（「合同行為的な同意の意思表示により成立する契約」とする）から正当化するものであると述べる。⁽²³⁾

また第四に、契約の個数は、目的物の性質・当事者の意思・契約目的に基づく債務内容の解釈で定まり、すなわち、当事者が当該部分を切り取ってもなお、独立的な対価的計算関係を形成していると評価できるかどうかが基準となることも説明される。「『まとめ方』が当事者の意思（対価計算・目的としての一体観念）に依存しているとするなら、場合によっては階層的に契約の個数を考えることも不可能ではない。基本的な『枠組み』を形成する1個の契約の中に、複数の契約が各々独立した形で、並列・直列・環状に存在することも想定しうるのではあるまいか」と分析し、契約の個数・まとめ方を越えた構造分析を踏まえた類型化を示唆する考え方がある。⁽²⁴⁾

このように、第一説からは、契約の相互関係・構造分析の必要性が示唆され、条件関係にあるとの主張は興味深い。もっとも、関係は、「条件」

(23) 中舎、前掲注(3)211～212頁。さらにこの他、与信契約（立替払契約）上の与信者の（付随）義務違反を理由に、与信契約上の解除・履行拒絶の抗弁を認める考え方も主張される。岡孝「判例にみる消費者信用取引と抗弁権の対抗」金法1041号25頁（1983）、松本恒雄「クレジット契約と消費者保護」ジュリ979号22頁（1999）他。

(24) 河上正二、前掲注(2)177頁。

だけには限られないと思われる。また、第二・三説では、契約の形式を越えて、実質を見る必要性が説かれ、根拠を、取引の「経済的実質」に求めるにせよ、当事者の「同意」に求めるにせよ、そこからは「当事者が客観的に追求しようと意図した真の『経済目的』を探求すること」が基準となることが伺われる。『当事者の意図した経済目的』の探求は、第二説の論者が言うように、当事者によって採用されている契約形式が実質を伴ったものであるかは、有力な判断基準となるであろう。そのような検討を通じて、個々の契約における契約の法的構造を明らかにして初めて、契約間の関係、すなわち一つの債務不履行によって及ぶ解除の範囲も明らかになると思われる。第四の考え方は、その多様性を明らかにし、類型化の必要性を示唆する。

従って、平成8年最高裁判決の採用する「全体としての目的」の基準は良いとしても、「密接関連性」という基準は、各契約が「どのように関連しているか」が、明らかにされて初めて、契約の帰趨の範囲も客観的に定まることになる。今までの議論の抽象的な判断基準を、できるだけ具体化し、類型化していく作業が必要ではないかと思われる。その意味で、平成8年最高裁判決の射程はそれ程広くはないとの指摘は、的を射たものと思われる。⁽²⁷⁾

(25) 金山，前掲注(2)，奈良輝久「企業間取引における複合契約の解除(下)」ジュリ1342号40頁も「種々の債権・債務がワンパッケージとして観念しうる程度に至っていないからならぬ」とする。

(26) 北村，前掲注(2)は，スポーツ施設提供という同一の内容が，同一当事者間の二つの契約それぞれの債務となり，いずれも履行請求可能だとすると，履行遅滞や同時履行の抗弁権などを巡って両請求権の関係を明らかにすることが求められる。解除を基礎づけるためには，同一内容の二つの請求権を認めることは必要でないと思われるとする。

(27) 窪田，前掲注(2)。

なお、他国の例を概観しても、フランスの判例では、情報・映像の配信契約とそれを利用するための機材の賃貸借契約において、契約の相互依存性を、客観的（契約の性質）・主観的（当事者の意思）「不可分性」を規準に認めることにより肯定し、前者契約の解約による後者の解約を認めたとの紹介がある。また、同様の結論を、前者の役務提供契約は後者のリース契約の唯一の「主観的な契約のコース（契約を締結した目的）」をなしており、前者が不能になれば後者の解約も認められると構成することで、認めたものもある⁽²⁸⁾。なお、契約の個数に関しては、フランスでは契約間の関係を論ずる前提として当事者の意思を基準に判断し（法律行為が単一でありえない場合として、例えば目的（objet）を異にする場合を挙げる）、推定される事情として契約書の数・当事者の数が挙げられる⁽²⁹⁾。

さて、このように考えると、契約間の構造分析の出発点として、契約の個数は問題になりうると言えるが、しかし、それは契約が何個あるかというよりも、「不可分性」や「まとめ方」の議論を通して、契約の構造を如何に捉えるかという問題に解消されると考えられるのではないかと思われる。また、「複合契約」の概念自体も問われ直される必要があるように思われ、現在ありとあらゆる複数契約の場合が含まれているこの概念の、その類型化から検討することが必要と思われる。その意味で、民法改正の議論で当初最高裁平成8年判決に範を得た規定を設けることが企図されたのは、対象とするものが狭すぎたのではないかとの懸念は拭えない⁽³⁰⁾。

(28) 参照、都筑、前掲注(3)複合取引216-7、313頁。破棄院商事部1995年4月4日、同2000年2月15日判決。

(29) 都筑、前掲注(3)複合取引312～3頁。

(30) 北島敬之、平田元秀、中込一洋、後藤卷則「債権法改正の争点第4回 継続的契約・複合契約」ジュリ1425号99、104～105頁。

(4) 契約の解除とその他の効果

以上のように、どの範囲の契約が共同の運命をたどるのかを、契約の個数とは別に判断するについては、おそらく上述のように、契約間の構造によるのではないと思われる。そして、さらに同じ運命でも、解除とその他の効果では、目的も、また考慮されるべき要素も異なることが予想され、別異に考察する必要性も考えられる。

「成立上の牽連関係⁽³¹⁾」と「存続上の牽連関係」が問題になる局面では、解除と違って、損害賠償による調整はやりにくいとの指摘がある⁽³²⁾。前者は、債権債務関係が発生しないときの問題であり、後者は危険負担つまり債務の履行ができなくなることについて、債務者の帰責性のない場合の問題だからであるとされる。つまり、解除の可否を考える場合は、解除ができなくても損害賠償による調整ができることを考慮して、解除の範囲を制限しても良いと言うことになる。

この点、契約の分割の可否についても、「成立上の牽連関係」と「存続上の牽連関係」に関しては、分割できないときは、全体として不成立・消滅するので、分割できれば、不成立・消滅という効果が発生する範囲が制限されることになるが、解除に関しては、分割可能性があれば、一部の解除が認められるという解除の範囲が拡大される基準となる。これに対して、「履行上の牽連関係」すなわち同時履行の抗弁権については、一部の不履行の場合は、その部分が可分で、分割させ独立させることが当事者の意思に反するときには、一部の債務のみの履行が観念できないことから、同時

(31) 取消については、遡及効があることから「成立上の牽連関係」の問題とされるが、不成立か消滅かは区別が微妙であり、そうであるならば、後発的な消滅（存続上の牽連関係）と同様に考えるべきだとされる。道垣内、法教285号23頁。

(32) 道垣内弘人「解除の要件」法教286号36頁。

履行の抗弁権は認められない。この点は、「成立上の牽連関係」や「存続上の牽連関係」において債務の一部を切り取れないときには、全体として不成立・消滅すると考えられることとは異なるが、解除とは規を一にする。これは、同時履行の抗弁権では、債務は不履行状態にはあるものの、債務は以前存続し続けており給付義務の均衡は崩れないことが理由とされる（成立上・存続上の牽連関係であれば、一方の債務が不成立・消滅しても、他方が完全に成立・消滅しないことになると、バランスの見地から、給付義務の均衡が崩れると考えられる）。但し、同時履行の抗弁権でも、一部不履行となることを他方当事者が知っていたならば、他方当事者が法律行為全体をしなかったと認められる場合は、認められるとされる。

解除とはこのような違いがみとめられるが、とは言っても実質的には、解除の場合と同様の考慮で、契約の消長が判断されると考えられている⁽³³⁾。さらに公序良俗や錯誤による無効についても、形式上は分離された2個以上の契約の存在を前提にしつつそれぞれ互いに影響を及ぼし合うケースとして、前借金を伴う酌婦稼働契約（最判昭30年10月7日民集9, 11, 1616）などがある。ここでは類似点の指摘だけに止め、詳細は今後の検討に譲⁽³⁴⁾る。

もっともこの点、ドイツでは、法律行為の一部無効の場合、原則として

(33) 我妻栄、『民法講義Ⅵ契約各論上巻』92, 110頁（1988年）。

(34) 東京高判平16年2月25日金判1197号45頁、横浜地判平16年6月25日金判1197号14頁は、融資契約と変額保険契約の有効性が一体的に評価できるかが争われた。前者は、負債作出により相続財産圧縮のために、変額保険への加入と保険料支払の為の消費貸借契約とは「いずれか一方のみを実行し、他を残しても相続税対策のスキームとしては機能しない」として、錯誤無効の成否を一体的に判断するが、後者は、別個独立性を前提に動機にすぎないとする。石田剛、判評判タ1166号102頁参照。最判平23年10月25日民集65.7.3114（デット商法による売買契約の無効と立替払契約）も参照。

全部無効が定められているが（旧 BGB 139条），そこで，その適用要件として行為の「一体性」が必要とされ（一部無効の要件としては可分性が必要），契約締結の同時性・単一の契約書面の存在・一括対価の存在などがその徴憑として挙げられている。一体性判断の基準は「当事者双方の意思（「無効な部分がなくとも当該行為を行っていたか」という仮定的当事者意思）」であり，複数合意間の牽連性は経済的なものでは足りず法的なもの（条件までは不要）でなければならないとされる。判例は，複数の法律行為に異なる当事者が関与していることで一体性は妨げられない（主観的可分性）とするのに対しては，学説からの異論はある。これらのことは一部解除（新323条5項）も同じで，一部不能等で利益が消滅することで全部解除が認められる。これらは給付の「可分性」を前提とするが（反対給付にも可分性は必要），契約締結時の当事者双方の意思を基準とする。なお債務者無責のときは給付の縮減のみだが，有責のときは債権者の利益消滅を要件として全部の消滅を認めるので，前者では判例は給付の不可分性を広く認めるとされる。旧469条は数個のもののうち一部に瑕疵がある場合を規律するが，①個々の物が関連したものとして売却され，②瑕疵がある物と他を分離することで当事者が不利益を被ること（セット販売による割引価格など）（＝関連性・分離による不利益）を要件として全部解除を認める。⁽³⁵⁾

このドイツの一部無効，解除の議論からも，各々の違いを踏まえて，「一体性」及び「可分性」といった実質的には類似した各々反対側からの規準が採用され，さらに契約の個数の問題も，契約の一体性の問題と連続し，裏腹の関係にあることがわかる。従って，各々上述の違いはあっても，⁽³⁶⁾

(35) 中川敏宏，「ドイツ法における『契約結合（Vertragsverbindungen）』問題」一橋法学1巻3号873，880-，885頁（2002年）

(36) 中川，前掲注(35)905頁。

基本的には同様の考慮にて、無効・解除の範囲が決められていることが伺われる。

4. 複合契約のその他の類型⁽³⁷⁾

平成8年最高裁判決の思考方法が、他のタイプの取引にも影響を及ぼすのではないかとの見解も主張されている。上述の契約の構造分析が他の類型でも有効なのか、あるいは他の種類の契約であれば、どのように分析できるのかも、問題となる⁽³⁸⁾。

(37) 類型化については、大村・前掲注(18)196頁、河上正二「複合的給付・複合的契約および多数当事者の契約関係」『民法トライアル』282頁、潮見佳男『契約各論(1)』23頁(2001年)、松本恒雄「サービス契約」別冊NBL51号『債権法改正の課題と方向』231頁、池田真朗「契約当事者論」同160頁、北川善太郎『民法講要Ⅳ債権各論』108頁(1998年)第4章契約の現実類型、を参照。

(38) 契約群として、フランスのTeyssiéでは理論が紹介されている。①同一の目的物(objet)に関わる「契約の連鎖(chaines de contrats)」と、②経済的な共通の目的(コース)を達成するための並行的な「契約の集合(ensemble de contrats)」があり、前者はさらに元の契約に追加(例、賃貸借の更新)又は分裂(例、下請)による連鎖、後者は、主従関係のある場合(例、金銭消費貸借と保証)、ない場合(例、相次運送)に分かれる。これらの契約群では、契約関係の変容としてお互い影響を与え(解除、取消等)、同一の扱いを受ける。又、契約関係にない者の間に法律関係を創出する。彼によると各契約が有する共通の目的が契約を結びつけ、これが契約のコース(反対給付ないしは経済的目的)にあたるとする(伝統的なコースとは、動機、即ち契約成立時合法性の評価で考慮する)。参照、都筑、前掲注(3)複合取引119、224頁。またドイツでも、従前、混合契約問題の前提として契約結合を、①単純な外形上の結合、②相互又は一方的な牽連性を伴う結合、③選択的結合(例、ある条件の発生・不発生によって複数契約のうち1つが効力が生じる場合=期限付売買と結びついた使用貸借契約)に分け、さらに②を、複合契約類型(法的一体性ある場合)と相関契約類型(経済的・事実的牽連性ある場合。一方が他方の行為基礎を形

この意味で、平成8年最高裁判決と比較検討されるのが、不動産の小口証券化の判決である。この判決は、⁽³⁹⁾(ビルの)共有持分の小口分譲契約と賃貸借契約が問題となった事案である。平成8年判決とは異なり、これらの契約の複合性は弱いと言われている。⁽⁴⁰⁾本件は、ビルの共有持分の買主が、賃貸借契約で予定された賃料配当の減収を理由に、小口分譲契約をも解除して、売買代金(すなわち出資金)の返還を求めた事例である。一審では、契約の目的が持分の取得ではなしに、投資の手段としての賃料収入・売上収益の分配にあったとして、全体として1個の「不動産投資を目的とする契約」が締結されたと捉え、「本件契約は、本件持分を買い受ける方法により出資し、これに対し相当の利益配当を受ける旨の、本件持分の売買と賃貸借契約が不可分的に結合した一種の混合契約である」として、賃貸借部分の債務不履行が売買契約部分の解除事由に当たることを認めた。一方、控訴審は、「法律的には本件物件の持分の売買契約と賃貸借契約との混合契約」であることは認めながらも、本件契約は「可分のものとして扱われており……売買契約の履行が完了した後は、売買契約の解除事由も消滅し、賃貸借契約の不履行など賃貸借契約上の問題によって売買契約の効力は影響を受けることはないこととし法律関係の安定を図ったものと解するのが相当である」として売買契約に基づく代金返還請求を否定した。この事案では、両者を併せて大きく捉えると投資目的が認められるとしても、二つの独立した目的を持つ別個独立した契約(買ってそれを貸す)が存在する構造を持つと考えられる。なおこれとよく似た事例として、再売買予約付

成し、一方の消滅により他方も消滅する。例、信用供与契約と売買契約等)に分ける。参照、中川、前掲注(35)873頁。

(39) 東京高裁平5年7月13日金法1392号1345頁、東京地判平4年7月27日判時1464号76頁。

(40) 池田、前掲注(2)66頁、本田、前掲注(2)38頁。

不動産譲渡が考えられる。これは、一定の経済目的のために複数の契約形式が接合されており、不動産譲渡契約と同時に将来的に再売買をするという予約契約をしておくものである。おそらく両者を併せて大きく捉えると担保目的が認められるものの、必ずしも再売買されるとも限らず可分の契約として別個独立した契約目的があると考えられる（「再売買の為に売る」ではない）。〔：A独立した契約の連鎖〕

この他に、消費貸借契約と担保権設定契約では、「主従」あるいは「前提」関係にある複数の契約が、附従性の論理のもと一体的処理が施されるのであるが、これは「主」となる契約のために「従」となる契約が締結されている。ここでは、担保権の設定が消費貸借契約の締結にとってどのくらいの重要性があるかは問題となり得るが、一方の債務不履行が他方の契約の解除事由となることはあり得る。この場合、契約目的は担保権で担保された消費貸借契約を締結すること一つであり、そのために両者の契約が存在すると言える。これと同様に不動産ローン契約と生命保険契約や、不動産売買と提携型のローン契約も同じ類型であると考えられる。〔：B主従ある契約の組合せ〕

また、公団の住宅分譲と組み合わせられた在宅介護または介護型の有料老人ホームへの優先入居契約、ケア付き老人ホームマンション売買⁽⁴¹⁾、サービス付き高齢者住宅賃貸借契約は、最高裁平成8年判決と同様の構造を有することが認められる。この類型では、多くは複数の契約を締結するか、又はいずれも締結しないという選択肢しかない事案であるが、一方だけを締結し、他方を締結しないとすることも可能な場合もある。この場合、両契

(41) 東京高判平成10年7月29日判タ1042号160頁。別当事者ではあったが、ライフケア抜きにはマンション売買契約の目的を達せられない関係にあるとし、ライフケア契約の解除事由がマンション購入契約の解除事由になることを認めた（ケアホテル契約については別個の利益として否定）。

約の一体性から、解除を認める事例もある。⁽⁴²⁾ [：C入れ子関係等の契約の組合せ]

この他に、三者間取引で、ローン提携販売やクレジットカードによる第三者与信型消費者信用取引における抗弁の対抗問題でも、複数契約の密接関連性や目的達成への相互依存性が問題にされてきた。⁽⁴³⁾ 抗弁の接続が認められるかが問題になった事案としては、例えばクレジット取引（1984年法改正前のもの）に関して、売買契約と立替払契約の間の「実質的に密接な関係」が有りながら「特段の事情」がない限りは抗弁の接続は認められないとしたものがある。⁽⁴⁴⁾ [：D、A型とC型の混合類型としての契約の組

(42) 東京地判平18年6月30日判時1054号73頁（大澤逸平，ジュリ1388号108頁参考）。新たなデータベースの開発を目的とした請負契約と共に、開発の為に開発費の安いウィンドウサーバーの購入契約を締結したが、前者の完成ができないとき、前者の解除事由がこれと一体である売買契約の解除事由にもあたるとした。

(43) 河上，前掲注(2)180頁。

(44) 最判平2年2月20日判タ731号91頁。大村，前掲注(2)70頁。この他に三当事者間の契約で、A B間のマネジメント契約が信頼関係破壊により解除されたことに伴い、A歌手とCレコード会社間の専属契約（Aは実演の債務のみ，対価としての印税は全てB事務所に帰属し，別途マネジメント契約に従いBがA歌手に報酬を支払う）は，Aは債務のみおい双務性・有償性が失われAに著しい不利益を課すことになり，契約の本質が破壊され，原則として失効すると判断された判決がある（東京地判平15年3月28日判時1836号89頁）。この判決では，対価関係の維持が重視されたと分析されるが，マネジメント契約終了により，それを前提とする専属契約の失効を論じる（三当事者間契約からBが離脱し，二当事者間契約として有効に解釈できるかは，一部解除の可否の問題に置き換えられるとの意見もある）。新堂明子，判評545号判時1855号209頁。これについて転貸類似の構成を示唆する（転貸人Bが離脱しA C契約となる）のは，金山直樹，判タ1144号83頁。Cは二者契約に変わることがを主張するが，専属契約にBの保証条項やB離脱の場合を前提とする9条の存在から，印税の支払についても，A B間の内部関係の問題として捉えた場合，専属契約を本来A C間の

み合せ]

学説には、提携契約を別個独立した法主体間の行為をシステム化することによって共同の目的を達成する法技術であることを明らかにし、与信者Zと販売業者Yの提携契約を共同目的達成のためのものと捉え、これに基づいて売買契約を前提とする与信契約の成立を認めるシステムを作っていることから、一方は他方の停止 or 解除条件と捉える「提携契約説」⁽⁴⁵⁾、又は当事者の意思から売買契約と立替払契約は相互依存の関係にあることから、一方は他方の消滅を解除条件にして存立しているとする「契約結合説」⁽⁴⁶⁾、売買代金債務の消滅と立替金等債務の発生は、一方がなければ他方もないという密接な対応関係があり、売買契約上、売買代金債務との間に対価関係が認められる目的物引渡債務と立替払債務との間にも、発生・履行・存続上の牽連関係があると解する「給付関連説」⁽⁴⁷⁾がある。この考えによると、契約の統合化は、共通した債務負担の実質的理由（コース）があることでもたらされ、「Zが弁済により売買代金債務を消滅させる点」にXの賦払金債務、Yの目的物引渡債務負担の実質的理由があるため、お互いの債務間の相互依存効をもたらし、それによって代金債務の消滅、賦払金債務の発生という効果の一体的発生が約定されていることから、目的物引渡債務

契約と捉え、Aの実演を保証・マネジメントする為にBが本契約に保証人類似の者として加わっていると考えれば、契約の本質は変わらないとも言える。そうすると、専属契約の本来の当事者はACで「AがCレコード会社の専属歌手として実演する」ことを目的とし、その対価をCはB（≒A）に支払う契約と言えるのではないだろうか。

(45) 椿寿夫「提携契約論序説（下）」ジュリ849号104-5頁。執行秀行「第三者与信型消費者信用取引における提携契約関係の法的意義」ジュリ878号120頁、897号101頁、同、国土館19号58頁。

(46) 北川、前掲注(21)83頁。

(47) 千葉恵美子「多数当事者の取引関係をみる視点」椿古稀『現代取引法の基礎的課題』174頁（1999年）。

と賦払金債務の間に発生・履行・存続上の牽連関係が認められるとする。

上述のように、複合契約論は現在まで、とりわけ最後に論じた抗弁の接続の問題〔：D〕として、三者間契約（給付）の関係が論じられてきた。この期間の議論の蓄積を、今後どのようにこれまでの分析につなげていくかは、残された課題である。ただ上述の分析からは、D群の契約形態は「契約の組合せ、主従のないC型」に連なるが、よりA型に近い独立性の高い契約類型であるとは言える。また、ここで契約の解除が問題になっていないのは、ここでの契約の多くが基本契約が別であり、売買契約等と必ずしも1対1に対応しておらず、個々の契約を切り分ける問題として扱うのが難しい構造を有しているからだと言える。この各契約の独立性の高さと別に基本契約があることは、C群とは異なった効果をもたらすことは当然ありうる。さらに、三当事者であることから、当事者認定の問題や、直接契約関係に無い者の間の不法行為等他の手段も関係する。契約の消長以外の点を論ずるにあたり、システムとして構造全体が検討されねばならない点で、分析手法も規を一にするとはいえ難い面がある。この点最初に指摘した「契約」概念の確定が、枠契約・基本契約の概念を含め、検討されねばならない。

5. 結びに代えて

本稿では、平成8年最高裁判決を契機に議論がなされてきた「複合契約」に関して、複数契約間の構造を分析することによって、契約解除、および契約の帰趨を左右するその他の効果にも言及しつつ、その存続の範囲を検討してきた。契約の個数が、これら効果にどのように影響を及ぼすのかがまず問題とされてきたが、契約に込められた当事者の意図・目的を分析することによって、それぞれの契約（書）間の関係、および可分性を、客観的に明らかにする中で同問題も解消されてきたと言えると考えられる。

当事者の意図として、また客観的に、上述のように、[A] 別個独立した連続した可分な契約なのか、[C] 入れ子状態になっている、本来は一つの契約の要素を取り出し、一部を詳細に規定したと認められる契約なのか、[B] 二つの独立した契約ではあるものの、一方が他方の従たる位置づけであり、他方の契約の存立のために必要とされる契約なのかによって、契約の消長の範囲もこれらの類型に応じて決められると思われる。

また、不十分ながら、D群についても、C群との相違を念頭においた体系的、類型的な分析視角を持つことで、また新しい視点が開かれる可能性もあるやに見える。

このように構造の類型化の以上の検討をすることで、新しい契約類型が出てきたときに、その契約の構造分析を踏まえて、安定した効果を導くこともできる。

もっとも、構造分析はより多くの契約類型を踏まえてなす必要があり、ここではごく一部の検討にとどまっていることから、その点は今後の課題としたい。

Cancellation of Contract and Structural Analysis of Complex Combination of Contracts

Toshiko YAMADA

A famous Case of Japanese Supreme Court of 12th of November, Heisei 8th year (1996) made a big controversy about how many contracts could be cancelled because of a non-performance of an obligation of one contract among them, when plural contracts were concluded between two parties. This article chose the above thema, namely when some contracts are concluded between two parties and one obligation of one contract did not be performed, can the other party also cancel not only the contract which is not performed but also the other left contract?

Supreme court decided that only when the purpose of their contracts are closely related each other, a non-performance of one contract also make the other contract cancelled.

Recently we become to conclude more and more complicated contracts, for example combination of contracts of small-lot transaction of sale of large building and lease them for investment purpose, or a sale of a vacation condominium with right of usage of sports facilities. Such new multiple contracts needs detailed explanation, especially with relation to the extent of cancellation of the contract.

This article can analyse these new multiple contracts, and find the criteria about the extent where the other party can cancelate the contracts because of non-performance of a part of contracts by the obligor.